

県南広域振興局長告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年5月28日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 和賀郡西和賀町沢内字大野13地割3番12の一部及び3番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 和賀郡西和賀町川尻40地割40番地71 西和賀町